

---

2018年度第二回

---

JICAインターンシップ・プログラム  
募 集 要 項

---

独立行政法人国際協力機構 国際協力人材部人材養成課



## < 目 次 >

1	目的.....	1
2	応募資格.....	1
3	応募方法.....	1
4	選考.....	4
5	事前オリエンテーション.....	5
6	インターンシップ実施時期・実施期間.....	5
7	インターンシップに係る経費.....	6
8	インターンシップの活動時間・休暇.....	7
9	執務環境の提供、宿泊先手配等の支援.....	8
10	報告書の提出、総合報告会への参加.....	8
11	守秘義務・インターンシップの中止.....	9
12	その他.....	9
13	お問い合わせ先.....	9
14	よくある質問.....	9

## 1 目的

国際協力に関心を有する学生（大学生・大学院生）及び社会人に、JICA 各部署及びプロジェクトにおけるインターンシップの機会を提供し、JICA 事業への理解を深め、幅広い分野での国際協力人材（JICA 専門家・開発コンサルタント等）を志向していただくことを目的としています。

なお、本プログラムは JICA 及び開発コンサルティング企業の採用並びにジュニア専門員等その他の JICA 研修制度の選考とは関係なく実施するものです（本プログラムへの参加が採用や合格に結びつくものではありません）。

## 2 応募資格

下記の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 国際協力に関心があり、将来、国際協力関連業務への従事を希望していること。
- (2) 希望ポストでのインターンシップ実施に健康面での支障が無いこと。  
なお、在外インターンが加入する保険では、既往症は補償対象外となりますので、留意ください。
- (3) 日本語で業務遂行が可能なこと（国籍は不問ですが、日本語能力試験 N1 レベル相当の日本語能力を有することが望ましい）。
- (4) 在外インターンは、インターンシップに必要な外国語能力（[JICA 専門家語学ガイドライン](#)のCレベル）を有すること。（国内インターンは定めのない限り原則不要）
- (5) これまで、本プログラムに参加した経験がないこと。
- (6) 希望するポストが指定している「応募資格以外に必要な要件」を満たしていること。
- (7) 本プログラム参加に要する経費を自己負担できること。
- (8) 未成年者の場合には、応募の際に保護者の同意書を提出できること。
- (9) 所属先（勤務先）を有する場合は、原則として所属先の同意が得られていること。

## 3 応募方法

- (1) 応募

JICAが運営する[国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」](#)（以下、PARTNER）から応募してください。

※応募にあたっては、「PARTNER」の個人登録が必要です。国際協力人材登録又は簡易登録の2種類ありますが、インターンに関しては簡易登録で構いません。

(「PARTNER」 URL <http://partner.jica.go.jp/>)

※ご利用のOSによっては、応募書類がうまくアップロードされない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 募集締切日時

**2018年10月8日(月) 23:59 必着 (日本時間)**

**【応募に際しての注意事項】**

- ① 応募書類は一切返却しません。
- ② 応募は全ての書類を揃えてから行ってください。(語学力証明書など一部の書類を別送しないでください。)
- ③ 不足・不備のある書類、資格要件を満たさない内容の書類は選考の対象外となります。また、締切を過ぎて提出された応募書類は、受け付けられません(書類内容をよく確認の上、日数に余裕をもって提出してください)。
- ④ 選考結果などに関するお問い合わせや、日程・通知方法に関する個別の要望には一切お答えできません。
- ⑤ 在外インターンの場合、本プログラムの合格通知を正式に受けていても、渡航前あるいは到着後の治安状況等の変化によってインターンシップが中止となる場合があります。また中止となった場合でも、航空券代等の費用は補償されませんので、あらかじめご了承ください。

※応募書類に記載された個人情報は、本プログラムの実施運営に必要な選考、有資格登録、各種手続き、インターン事業運営、緊急連絡先の把握等の目的以外には使用しません。また、合格に至らなかった場合は、JICAの責任のもとで適切に廃棄します。なお、PARTNERに登録した個人情報はPARTNERのサイトポリシー(「個人情報の取り扱い」)に基づき管理されます。

(3) 応募書類

以下各様式を、[JICA Webサイトのインターンページ](#)からダウンロードし、記入の上ご提出ください。

- ① インターン応募者調書 **EXCEL**
  - (ア) 応募申請書(様式1)
  - (イ) 履歴書(様式2)
  - (ウ) 自己申告書(様式3)

- 注1：様式1～3の書類がセットとなっています。各様式に漏れなく記入し、セットで EXCEL 形式のまま提出してください。（様式をばらしていたり、PDF 等其他のファイル形式で添付されていたりする場合は書類不備となります。）
- 注2：いずれの様式もフォントサイズ、列の幅等を変更することはできません。枠内におさまるようご記入ください。履歴書の職歴が足りない場合は主なものをご記入ください。
- 注3：応募申請書は、複数のポストを希望の場合は、第1、第2、第3希望の自己申告書それぞれに記入してください。（第2、第3希望がない場合、自己申告書は空欄のまま添付してください。）
- 注4：ご自身がテーマを提案する提案型ポストを希望される場合は、特に「提案テーマ」及び「3.本ポストへの具体的な計画/提案」（調査を行うのであれば、調査内容、調査対象地域など含む）を詳しくご記入ください。この欄への記入は必須です。

② 在学証明書 **PDF**（大学生/大学院生のみ提出）

- 注1：在学証明書を提出出来ない方は、学生証（写し）をご提出ください。その際、学生証の有効期限が明記されている箇所も併せてご提出ください。
- 注2：大学もしくは大学院入学前の方は、入学許可書（写し）をご提出下さい。
- 注3：特に海外の大学もしくは大学院に在籍の応募者は、ご自身が在籍されているプログラム（修士課程など）の種類と具体的な在籍期間（年月日～年月日）の記載が必要です。記載がない場合は、同大学のホームページの中でそれが記載されている箇所をプリントアウトし、在学証明書と共に提出してください。

③ 語学力に関する証明書 **PDF**

- 注1：スコアの取得時期は問いません。
- 注2：応募ポストで別途語学要件が指定されている場合は、当該要件を満たす語学証明書も併せて提出してください。
- 注3：語学力の証明書がない場合は、留学経験等見合う語学力があることを履歴書や自己申告書に記載してください。

④ 同意書（様式4）（未成年者のみ提出） **PDF** ✓

所属先同意書（様式5）（所属先を有する社会人のみ提出） **PDF**

- 注1：同意書の保護者署名欄（現住所、氏名）は必ず保護者が、署名・捺印してください。
- 注2：社会人で、自営の方や所属先のない方は不要です。

注3：所属先を有する社会人で所属先同意書を提出できない場合は、⑤の理由書を提出してください。

⑤ 理由書 **書式自由**

注1：所属先を有する社会人で所属先同意書を提出できない方は、その理由を記載して提出してください。

**※応募書類に不備がある場合は選考対象外となりますので、各応募書類の注意書きを必ずご確認ください。**

※ファイル名には、応募書類名と応募者氏名を必ず記載してください。

例)【インターン応募者調書】国際花子.xls

※上記①は EXCEL、②～④は PDF で提出してください。

## 4 選考

(1) 選考方法

書類選考及び書類選考合格者を対象に面接選考を行います。

(2) 選考結果の発表方法

各選考結果は、「PARTNER」のマイページ上で合格者の応募受付番号を発表します。メールや電話による通知及び JICA Web サイトでは発表しません。

ご自身の応募受付番号は、応募受付時に届く受領通知メールを参照ください。

(3) 選考日程

選考	日程
書類選考結果発表	2018年11月14日(水)
面接選考の日程調整と面接実施	2018年11月15日(木)～11月30日(金) ※上記期間内の JICA が指定する日
最終合格者(面接選考)結果発表	2018年12月14日(金)

(4) 面接選考

面接は、配属希望先及び応募者の居住地により、面接方法や選考会場が異なります(テレビ会議、Skype、電話など)。面接選考対象者に対し、個別にEメール又は

電話で連絡しますので、確実に連絡がとれる E メールアドレス及び携帯電話番号を履歴書に記載願います。

(5) 有資格登録

- ① 合格水準には達しているものの、募集枠を超えての受入れが難しいと判断された応募者については「有資格者」として登録し、面接を行ったポストにおいて合格者が辞退した場合の繰上げ合格の対象とします。
- ② 登録は 2019 年 3 月末までです。同意される方は「①インターン応募者調書（様式 1）」の該当欄にチェックを入れてください。

(6) 注意事項

- ① 選考スケジュールは、応募状況等により変更される場合があります。
- ② 面接に要する旅費、宿泊費は、全て自己負担となります。

## 5 事前オリエンテーション

面接選考に合格したインターンは、必ず事前オリエンテーションに出席してください。海外留学中の方で日本へ帰国出来ない方は任意参加としますが、安全管理に関する講義は受講必須としていますので、必ず出発前に受講していただきます。対象者へは個別にご連絡します。

なお、日本国内の移動旅費を支給します（支給対象者は片道 50km 以上の移動がある方のみ）。

(1) 開催日

2018 年 12 月 20 日（木）

(2) 場所

JICA 市ヶ谷ビル 東京都新宿区市谷本村町 10-5

## 6 インターンシップ実施時期・実施期間

(1) 実施時期

2018 年 1 月下旬からインターンシップを開始し、2019 年 3 月末までに終了（在外インターンの場合は帰国）となります。

(2) 実施期間

1 ヶ月から 3 ヶ月程度（要望調査票で各受入ポストの実施期間を参照してください）。面接時に応募者の希望の時期・期間を聴取しますが、合格発表後に改めて受入担当者と調整し、具体的な実施期間を決定します。

## 7 インターンシップに係る経費

インターンシップに要する経費は、以下の「JICA が補助・負担する経費」以外は**全てインターンの自己負担**となります（インターン自身が大学等から補助を受けることを妨げません）。

本プログラムへの参加を希望される方は、要望調査票やインターネット等で現地での滞在費、その他必要な経費を確認し、余裕を持って経費を自己負担できることを確認したうえで、本プログラムへ応募してください。

なお、国内インターンは、学生教育研究災害障害保険、インターンシップ等賠償責任保険等への加入を義務づけています。（保険加入にかかる費用はインターンの自己負担）

### 【JICA が補助・負担する経費】

＜全インターン＞
国内移動費 事前オリエンテーション及び総合報告会の実施に係る往復移動費（自宅最寄駅－会場（JICA 市ヶ谷ビル）を、JICA の規程に基づき支給します。片道 50km 以上の移動がある方が支給対象となります。なお、特急や新幹線、飛行機の利用料金の支給には、一定の要件が満たされている必要があります。
＜国内インターン＞
なし
＜在外インターン＞
(1) JICA が指定する海外旅行傷害保険の加入費 インターンシップ期間中は、JICA の負担により JICA が指定する海外旅行傷害保険に加入します。なお、既往症など保険金支払いの対象とならない病気の場合には、緊急移送サービスが受けられません。また、本邦と配属国の直行・直帰である必要があります。
(2) 予防接種費用 JICA が指定する種類の予防接種費用については、申請に基づき支給します（接種の種類によって上限額があります）。
(3) 滞在費 インターンシップ期間中の滞在費の一部として一律月額 6 万円を支給します。配属国滞在期間が 1 か月に満たない場合、また 1 か月を超える場合の日数分は日割



りで支給します。滞在費はインターン名義の日本国内の銀行口座に振り込みます。ただし、海外居住者のうち、居住国と配属国が同じ場合は支給しません。

#### (4) 査証取得手数料

査証取得の手配は、旅行代理店へ JICA が依頼します。査証取得料金はインターンの自己負担ですが、旅行代理店へ支払う代行手数料は JICA が負担します。

但し、海外居住者の場合は、査証取得をご自身で行っていただき、手数料が発生した場合も自己負担となります。

※上記 (1) ~ (4) については、大学等から一部又は全額補助を受けている方も支給の対象となります。

#### 【自己負担の経費】

上記の JICA が補助・負担する経費以外は、下記に記載のものを含めて全てインターンの自己負担となります。

- (1) 配属場所までの交通費、通勤費
- (2) 滞在費補助額を超える滞在費（宿泊にかかる費用を含む）
- (3) 査証代金
- (4) 海外居住者が、面接、事前オリエンテーション及び報告会出席のための移動に要する経費（日本までの往復航空賃、空港から居住地までの国内移動費等）
- (5) 国内のインターンが居住地を離れてインターンシップを行う場合の宿泊費  
配属先が国内機関の場合で、同国内機関の宿泊施設に空室がある場合には、インターンシップ期間中に限り宿泊（一律 2,695 円/泊）が可能です。
- (6) 航空運賃<sup>1</sup>（在外インターン）
  - ① 航空券は、インターンシップ日程の確定後、各自で手配いただきますが、安全面の観点から、経路は JICA が指定する経路地に限定されます。詳細は合格者に通知いたします。
  - ② インターンが加入する保険の関係から、配属国への往復は海外居住者も含め日本との直行直帰が条件となります。
  - ③ 現地治安状況の悪化等により、インターンシップが中止となった場合でも、航空券代等の費用は補償されませんので、あらかじめご了承ください。

## 8 インターンシップの活動時間・休暇

インターンシップ期間中の活動時間は、各配属先の勤務時間に準じますが、原則、終

<sup>1</sup> JASSO 第一種奨学生のうち、所得連動返還型無利子奨学金制度（猶予年限特例）対象者（家計支持者の年間収入金額が 300 万円以下）には、航空賃補助として 16 万円を上限に、実費を支給する場合があります。

日のインターンシップとなります。JICA 本部での勤務は（月）～（金）の 9:30～17:45（昼休み 12:30～13:15）で、休日は土、日、祝日、及び配属先の長の定める日とします。

在外においては、配属国の事務所又は受入コンサルティング企業が定める日を休日とします。また、インターンシップ期間中、休暇を取得しての私的旅行などは認めていません。

なお、休日等における配属国内の旅行は在外事務所長の許可を得ることとします。また、その場合渡航先は JICA 安全対策措置に従うものとしますが、配属国外への旅行は認めていません。

※国内インターンの活動日は、ポストによって異なりますので、インターンシップ期間中に、学業等の都合で活動できない日や時間がある場合は、面接選考の際に担当者にご確認ください。

## 9 執務環境の提供、宿泊先手配等の支援

インターンシップ実施にあたり、以下の執務環境提供、宿泊先手配等の支援を行います。

<b>&lt;全インターン&gt;</b>
インターンシップ期間中は、原則、執務室の机、電話、関連情報・関連資料を提供します。専用のコンピューター及びインターネット環境は可能な限り提供しますが、配属先により提供できないこともあります（詳細は要望調査票を参照）。
<b>&lt;在外インターン&gt;</b>
(1) 空港出迎え (2) 宿泊先の手配（配属国によっては手配支援） (3) 安全ブリーフィング (4) 緊急連絡用携帯電話の貸与 (5) インターンシップ期間中の安全管理情報の提供 (6) インターンシップ実施先が地方、又は安全管理上の理由等によりインターン自身での移動が困難な場合には、その移動手段の手配。

## 10 報告書の提出、総合報告会への参加

全インターンにインターンシップ計画表、インターンシップ総合報告書及びアンケートを提出いただきます。また、インターンシップ修了後、2019 年 3 月に開催（予定）の総合報告会には必ず出席してください。

## 11 守秘義務・インターンシップの中止

インターンには、インターンシップ中に知り得た JICA 及び受入コンサルティング企業、並びに相手国関係機関等の秘密に関わる事項についての守秘義務が課せられます。

また、インターンが誓約書の規定違反、機構又は機構以外の配属先の名誉を毀損する等不正な行為、またはインターンとして相応しくない行為を行った場合、インターンシップを直ちに中止します。また、インターンシップ先の治安情勢の変化によっても、機構の指示によりインターンシップを中止することがあります。なお、インターンシップの中止により生じたインターンの損害について、JICA は一切の責任を負いません。

## 12 その他

大学等から、インターンの学位取得に必要なインターンの活動評価を求められた場合、受入部署及び受入コンサルティング企業はインターンの活動評価を行います。

## 13 お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 国際協力人材部 人材養成課  
JICAインターンシップ・プログラム担当  
E-mail : [jicaiict-intern@jica.go.jp](mailto:jicaiict-intern@jica.go.jp)

## 14 よくある質問

### 募集について

---

Q : 年に何回募集がありますか？

A : 例年、年 2 回（4 月と 9 月頃）募集を行っています。

### 応募資格について

---

Q : 大学生ですが、年齢制限はありますか？

A : 年齢制限はありません。

ただし、未成年者が応募する場合は、応募書類にある保護者の同意書を必ず提出してください。また、ポストによっては大学院生限定となっている場合がありますので、必ず応募ポストの詳細を確認してください。

Q：海外の大学／大学院に在学中ですが、応募は可能ですか？

A：可能です。

ただし、インターン配属先が海外の場合、JICA が加入する保険などの関係から、配属国への往復は日本との直行直帰が条件となります。また、インターン配属先が日本国内となる場合も含めて、留学先から日本への旅費は支給しませんので、ご注意ください。

Q：現在、学部生ですが、希望のポストが大学院生のための募集となっています。負けないだけの知識と熱意は持っていますが、応募は可能ですか？

A：応募は妨げませんが、同じポストで大学院生の応募があった場合はそちらが優先される可能性があります。

Q：語学力が指定レベルに達していませんが、応募はできますか？

A：在外インターンは、インターンシップに必要な日本語及び外国語能力（詳しくは [JICA 専門家語学ガイドライン](#) の C レベルを参照）を有することが応募の条件となります。

Q：募集ポストに記載のある語学について、証明書はありませんが、見合う語学力はありますか。応募は可能でしょうか？

A：可能です。留学経験等、見合う語学力があることを履歴書や自己申告書に記載してください。

Q：国内インターンでも外国語能力は必要でしょうか？

A：国内インターンは、原則不要ですが、ポストによって外国語能力が求められる場合があります。要望調査票の「応募資格以外に受入れに関し求める要件」を参照いただき、必要に応じて、語学証明書をご提出ください。

Q：「日本語での業務遂行が可能なこと」とありますが、どの程度の日本語能力が求められていますか？

A：特に証明書の提出は必須としていませんが、日本語能力試験 N1 相当以上を目途としています。同等の資格証明書を持っている方は、応募書類と一緒に提出してください。

#### 募集要項・提出書類について

---

Q：募集要項の英語版はありますか？

A：日本語版のみです。

Q：応募締切までに『語学資格証明書』を提出できないのですが、後日提出することは可能ですか？

A：締切後の提出はできません。

Q：TOEIC IPの語学証明書でも提出可能でしょうか。

A：可能です。

Q：語学証明書について、WEBの画面を提出してもよろしいでしょうか？

A：可能です。ただし、結果点数の他、受験日、受験者名が必ず同一ページに記載されていることが条件となります。

Q：英語の語学証明書を複数持っていますが、すべて提出したほうが良いでしょうか？

A：語学証明書は1言語につき、1つまでとしてください。同じ言語で複数の証明書をお持ちの場合は、最新のもののみご提出ください。

Q：未成年ですが、海外の大学に在学中のため、応募締切までに保護者の『同意書』を提出できないのですが、後日提出することは可能ですか？

A：同意書の提出は必須で、締切後の受付はできません。

Q：在学証明書は、必ず大学から発行された証明書の提出が必要でしょうか？

A：学生証の写しでも可としています。

## 選考について

---

Q：面接はどのような形で行われますか？

A：配属希望先及び応募者の居住地により、面接方法（対面テレビ会議システム、電話、Skypeなど）および選考会場は異なります。面接選考対象者に対し、個別に連絡します。

Q：有資格登録とは何ですか？

A：合格水準には達しているものの、募集枠を超えての受入れが難しいと判断された応募者を「有資格者」として登録し、合格者が辞退した場合の繰上げ合格の対象とします。また、登録は2019年3月末までとします。

## インターン決定（合格）後について

---

Q：海外居住者で、事前オリエンテーションのために日本に帰国するのは難しいのですが、応募は可能ですか？

A：可能です。

海外居住者で、事前オリエンテーションに参加出来ない方は、事前に JICA 人材養成課インターン担当者へ連絡してください。また、インターンシップ開始にあたっては、保険の関係から日本との直行直帰が条件となります。

Q：海外居住者で、総合報告会のために日本に帰国するのは難しいのですが、応募は可能ですか？

A：可能です。

海外居住者で、総合報告会に参加出来ない方は、事前にインターン担当者へ連絡してください。

Q：ポストに記載されている受入時期・期間で「調整不可」となっていますが、どうしても変更は不可能でしょうか。

A：「調整不可」のポストでは、関連する業務のセミナー、イベント、調査などの日程に合わせていますので、インターンシップ期間の変更はできません。同期間での参加が可能かどうか、応募の前に十分ご検討ください。

Q：大学進学や留学のための奨学金を貸与してもらっていますが、JICA からインターン実施のための経費補助は受けられますか？

A：いかなる奨学金を受給していても、JICA からの経費補助を受けることができます。

Q：航空運賃は自己負担なので、在外でのインターンシップ終了後、別の国に立ち寄ろうと思いますが、問題ありませんか。

A：できません。在外インターンが加入する保険の関係から、配属国への往復は日本との直行直帰が条件となります。

Q：在外でのインターンシップ終了後、同じ国内で別の機関のインターンシップに参加するため、日本に帰国せずそのまま滞在することはできますか。

A：できません。在外インターンが加入する保険の関係から、予め定めたインターンシップ期間で日本へ帰国することが条件となります。

Q：在外インターン希望ですが、日本発着ではなく滞在国の発着、又は配属国にそのま

ま滞在したいので、自分で保険に加入してインターンシップに参加することはできますか。

A：できません。安全管理上の観点から JICA が指定する海外旅行傷害保険への加入が必須となります。

Q：インターンシップ内容について質問があるのですが、担当部署に直接連絡を取るとは可能ですか？

A：面接選考合格前に、担当部署と連絡を取るとはできません。

ご質問は、JICA 人材養成課の担当へメールでお問い合わせください。

担当メールアドレス：[jicaiict-intern@jica.go.jp](mailto:jicaiict-intern@jica.go.jp)